

労働者派遣事業にかかる情報提供

港産業株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。
対象: 令和7年度 (令和7年3月21日～令和8年3月20日)

記

- 1

令和8年3月20日付派遣労働者数

18人
- 2

労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

1社
- 3

労働者派遣に関する料金の平均額

50,717円
(1日当りの料金額 (8時間労働として計算))
- 4

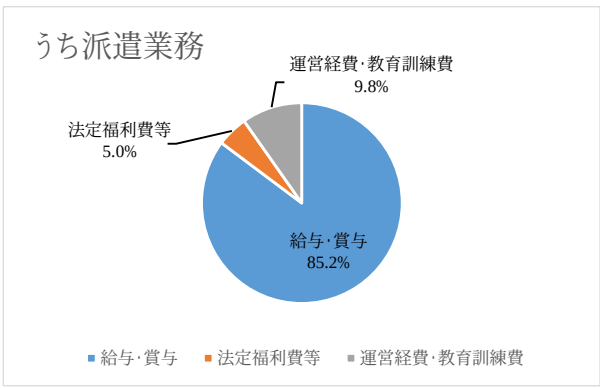
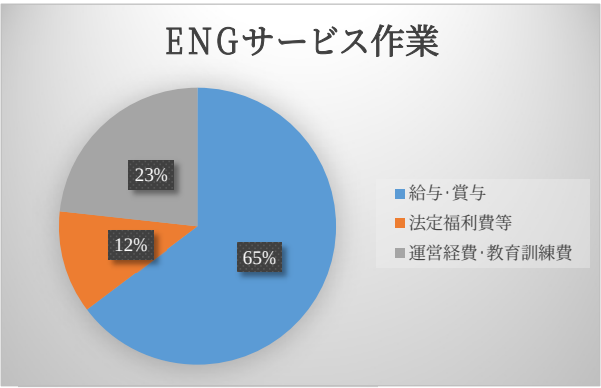
派遣労働者の賃金の額の平均額

31,296円
(1日当りの賃金額 (8時間労働として計算))
- 5

労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合 (マージン率)

38.3%

〈内訳〉



6 同一労働同一賃金における対応

方式の選択

協定対象派遣労働者の範囲

労使協定の有効期間の終期

労使協定方式

派遣先でソフトウェア開発業務及び
建築設備運転、点検、整備の業務に従事する従業員

令和9年3月20日

7 教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象となる派遣労働者	費用負担	給与支給
新規採用者訓練	全員	無	有
入門教育	全員	無	有
取扱機種認定教育	全員	無	有
新商品サービス教	全員	無	有
レベル更新教育	全員	無	有
職長教育	全員	無	有

8 派遣労働者のキャリアコンサルティングの相談窓口

TEL 088-665-8411